

Ⅱ. 定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

相違点はありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は4社です。

名 称	主要な業務の内容
群馬中央興業株式会社	物品等の輸送、現金自動設備の保守等業務
群馬財務（香港）有限公司	金融・証券業務
ぐんぎんリース株式会社	リース業務
群馬信用保証株式会社	保証業務

(3) 自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当事項はありません。

(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当事項はありません。

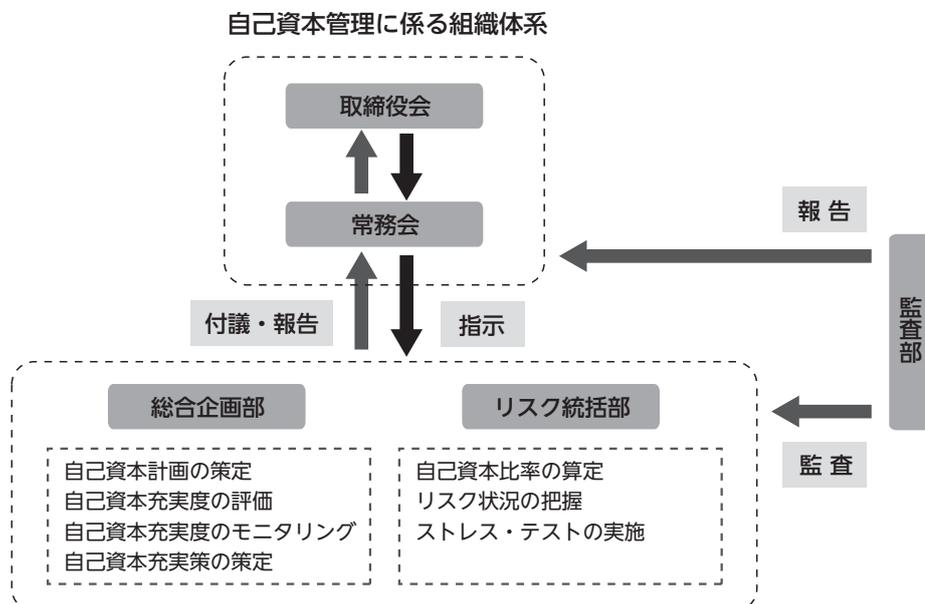
(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

制限等はありません。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(1) 自己資本管理に関する方針

当行では、リスクに見合う十分な自己資本水準を確保し、国際統一基準行に要求される健全性と地域金融機関としての健全性を維持できるように「自己資本管理に関する基本方針」、「自己資本管理規定」にて管理の枠組み及び必要な取り決めを定め、適正な態勢の整備・確立に努めております。



(2) 自己資本充実度の評価

当行では、自己資本比率規制に基づく所要自己資本管理と内部管理としての統合的リスク管理の両面から自己資本充実度の評価を行っております。自己資本の充実の状況については、項目ごとに定められたサイクルでモニタリングを行い、定期的または必要に応じて随時、取締役会等へ報告をしております。また、モニタリング指標に対しアラーム・ポイントを設定し、アラーム・ポイントへの抵触が認められた場合などは、速やかに対策を検討する態勢を構築しております。

A. 所要自己資本管理

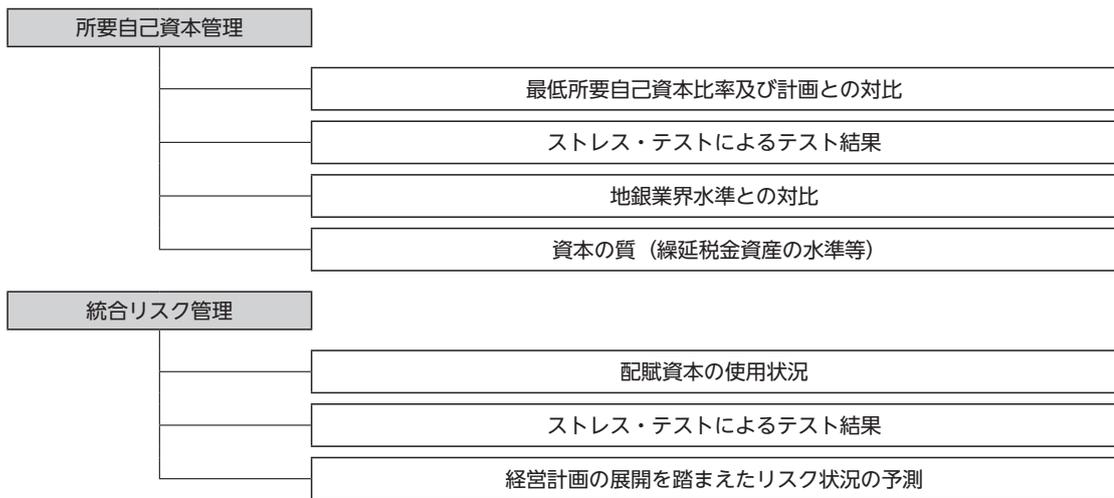
四半期ごとに算出する自己資本比率の実績値と最低所要自己資本比率（普通株式等Tier1比率4.5%、Tier1比率6%、総自己資本比率8%）との対比や業務計画との対比による評価を行うほか、景気後退の影響度や当行のポートフォリオの特徴を勘案した様々なシミュレーションやストレス・テストを実施し、将来の変化も踏まえたうえで自己資本の充実度を評価しております。

B. 統合的リスク管理

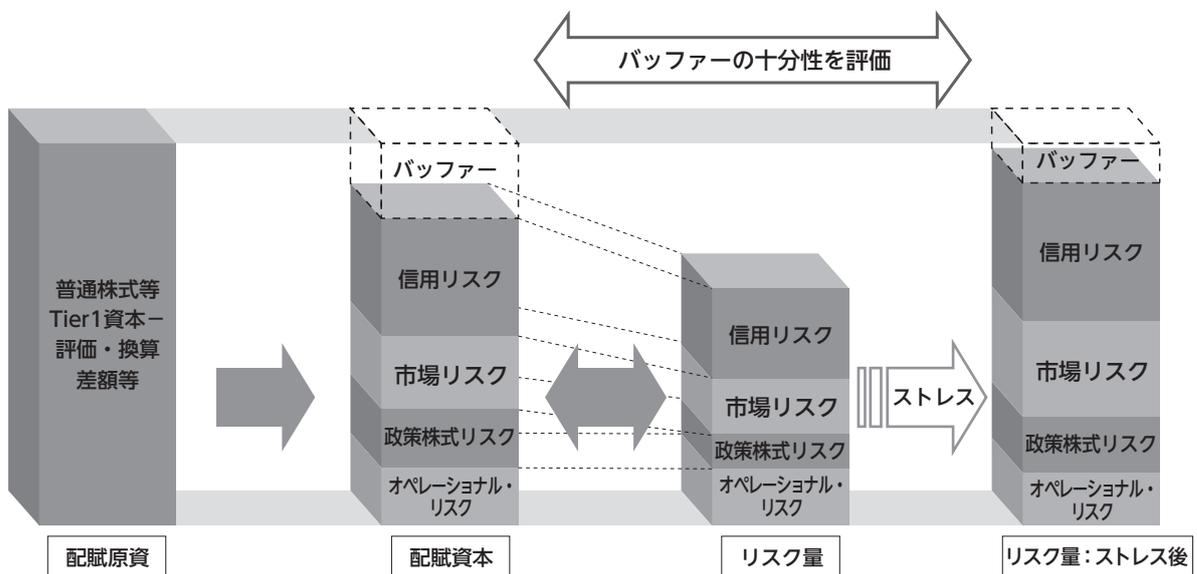
当行では、当行が直面するリスクに関して自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを可能な限り総体的に捉え、当行の経営体力（自己資本）と比較・対照して管理する統合的リスク管理を行っております。

各種リスクのうちVaR等の統一的な尺度で計測可能なものについては「統合リスク管理」の対象とし、計測したリスク量が普通株式等Tier1資本から評価・換算差額等を控除した額を原資として配賦した資本（リスク資本）の範囲内に収まっていることを確認するとともに、景気後退や市場環境の変動等を勘案したストレス・テストを実施し、自己資本の充実度を評価しております。

自己資本充実度評価の主な評価項目



統合リスク管理における資本配賦制度



3. 信用リスクに関する事項

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、保有する資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

A. 基本方針

当行では、「リスク管理に関する基本方針」において「信用リスク管理の取組方針」を以下の通り定めております。

信用リスク管理の取組方針

1. 与信業務に関する基本原則・行動原則を定め厳正に業務運営するとともに、当行が取りうる信用リスクや行内手続に対する共通認識を形成する。
2. 当行全体の信用リスクを客観的かつ精緻に測定・分析することを通じ、リスクに対する適正収益及び自己資本とのバランスを図るための態勢を強化する。
3. 信用リスクを厳格に管理する体制を整えるとともに、適切な償却・引当を行うなど、資産の健全性を確保する。

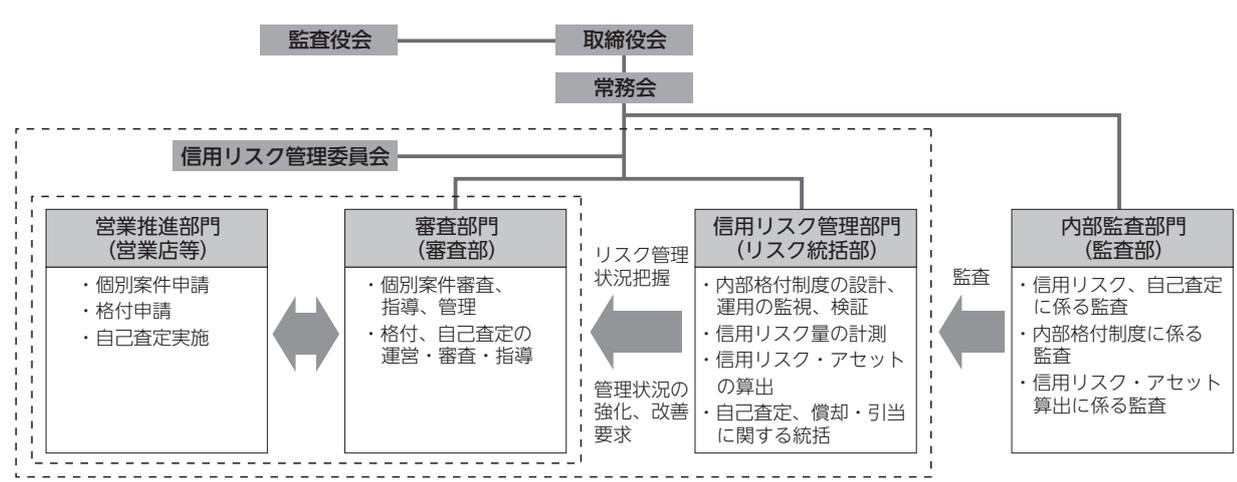
B. リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢

(a) 信用リスク管理体制

当行では、営業推進部門、審査部門から独立した信用リスク管理部門（リスク統括部）が信用格付、資産自己査定、償却・引当制度など信用リスク管理の根幹となる管理制度の企画、検証等を行うことで常時牽制機能が働く体制としております。

また、リスク統括部主管役員、関連部署の部長で構成される信用リスク管理委員会を設け、銀行全体の信用リスクの状況や重要課題に関して組織横断的に協議・検討し、信用リスクに関する共通認識の醸成を図っております。同委員会において協議・検討した事項は、必要に応じリスク統括部及び担当部から常務会、取締役会へ付議・報告されます。

さらに、営業推進部門、審査部門、信用リスク管理部門から独立した内部監査部門（監査部）が、信用リスク管理態勢についての内部監査を実施しております。



(b) 個別与信管理

当行では与信業務基本規定（クレジットポリシー）で定める与信の基本原則（公共性・安全性・収益性・成長性・流動性）や審査基準に基づき、個々のお客さまの状況を踏まえて厳正な与信判断を行い、優良な貸出資産を積み上げるよう心がけております。

また、貸出実行後も与信先の業況変化を早期に捉えアラームを発信するなど中間管理を徹底し、早期のリスク把握に努めております。また、経営改善が必要なお客さまに対して支援を行うことで、信用リスクを抑制する体制を構築しております。

(c) 内部格付制度

信用リスクを管理するための内部格付制度（信用格付制度）は、債務者格付制度、リテール・プール管理制度などで構成されております。

事業法人等を対象とした「債務者格付制度」は、資産自己査定と統合的な枠組みとなっており、与信業務における管理基準、信用リスク量の計測やリスク・リターン管理の指標などのほか、貸倒引当金の算出根拠となる債権分類作業に使用するなど、信用リスク管理業務全般にわたり幅広く活用されております。

(d) 資産自己査定

「資産自己査定」とは、当行が保有する資産を自ら個別に検討し、資産内容の実態を正確に把握するために行うもので、信用リスクを管理する重要な手段です。

自己査定では、取引先等を5つの債務者区分（正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）に区分し、債権を回収の危険性、または価値毀損の危険性の度合いに応じて4段階（Ⅰ～Ⅳ）に分類します。債務者区分と分類状況に応じて将来の損失額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。

(e) 信用リスクの計測

当行では、デフォルトの発生確率や保全状況から統計的手法を用いて信用リスク量の計測を行っております。信用リスク量とは、貸出など信用リスクを有する資産（与信ポートフォリオ）から、債務者の信用力の低下等によって将来発生する可能性がある損失を数値化したものであり、与信ポートフォリオ管理や統合リスク管理に活用しております。

(f) 与信ポートフォリオ管理

与信ポートフォリオ管理では、信用リスク量、与信先の格付の遷移状況、特定のセクターへの与信集中状況のモニタリングなどを実施しております。また、景気悪化や特定業種の業況悪化などを想定したストレス・テストも実施し、ポートフォリオのストレス耐性を分析することで、自らのリスクプロファイルや課題把握を行っております。

なお、与信の集中状況については、規定で与信限度額を定めて、特定の企業グループに与信が集中することがないように管理しております。

(g) 新規業務等における信用リスクの特定

当行では、新規商品や新規業務の取扱に際しては「新商品・新業務チェックリスト」により、事前に信用リスクを含む各種リスクを特定・検討しております。当行の信用リスクや管理態勢に相当の影響が想定される新商品や新規業務に関しては、信用リスク管理委員会等において十分な検討・協議の上、取扱っております。

C. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、「資産自己査定による償却・引当金等計上規定」に則り、資産自己査定による債務者区分と分類状況に応じ、以下の通り計上しております。

(a) 一般貸倒引当金

債務者区分	貸倒引当金の計上基準
正常先	過去の貸倒実績率に基づき算出した今後1年間の予想損失額を計上
要注意先	以下の区分毎に算出した予想損失額を計上
要管理先等（注）	過去の貸倒実績率に基づき算出した今後3年間の予想損失額を計上 また、与信額が一定額以上の大口債務者等のうち、合理的にキャッシュ・フローを見積もることができる債務者に対する債権についてはDCF法により計上
上記以外の要注意先	過去の貸倒実績率に基づき算出した今後3年間の予想損失額を計上

(注) ①要管理先及び②貸出条件の変更等を行ったが、経営改善計画等により貸出条件緩和債権に該当しないため、その他要注意先とした債務者

(b) 個別貸倒引当金

債務者区分	貸倒引当金の計上基準
破綻懸念先	担保・保証等による保全のない部分に対して、過去の貸倒実績率に基づき算出した今後3年間の予想損失額または合理的に見積もられたキャッシュ・フローによる回収可能な部分を考慮した予想損失額を計上
実質破綻先	担保・保証等による保全のない部分の全額を計上
破綻先	

D. 基礎的内部格付手法を適用除外又は段階的に適用するエクスポージャーの性質及び基礎的内部格付手法に移行させるための計画

当行では、信用リスク・アセットの算出において基礎的内部格付手法を採用しております。

しかし、一部の資産及び連結子会社については、残高が僅少であること、個々の債権の信用リスクの詳細な把握に向けた取り組みがリスク管理の観点から重要性に乏しいこと、与信を主要業務としていない事業単位であること等の理由から、基礎的内部格付手法を適用除外とし、標準的手法を適用しております。

なお、これらの資産及び連結子会社については、引き続き適用除外となるか、定量基準（全体の信用リスク・アセットの額に対する割合）と、定性基準（重要性の観点や信用リスク・アセットの額が過少に評価されないか等）を設け、定期的に確認しております。

(a) 基礎的内部格付手法を適用除外するエクスポージャー

- ・銀行本体のエクスポージャー
貸出金関連を除く仮払金、受入手数料等に係る未収収益、クレジットカード利用等に係る買入金銭債権等
- ・連結子会社のエクスポージャー
群馬信用保証株式会社を除く連結子会社

(b) 基礎的内部格付手法を段階的に適用するエクスポージャー

該当ありません。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

すべてのエクスポージャーに株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）の格付を使用しております。

中央政府、外国法人、外国証券については、上記に加え、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）の格付を使用しております。

(3) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて

A. 使用する内部格付手法の種類

基礎的内部格付手法を採用しております。

B. 内部格付制度の概要

(a) 内部格付制度の構造

内部格付制度は、①債務者格付、②市場取引先格付、③リテール・プール、及び④LGD格付（案件格付）から構成されております。

①債務者格付

債務者の債務履行能力に応じた序列を符号によって表したものです。債務者格付は原則として年1回見直しており、与信先の信用状況等に変化があった場合には随時見直しております。

【債務者格付のランク・定義・債務者区分】

格付	定義	債務者区分	
A1	極めて高い水準で、かつ長期安定的な債務償還能力を有する先	正常先	
A2	十分に高い水準の債務償還能力を有する先		
A3	業績が安定的に推移しており、高い債務償還能力を有する先		
A4	比較的高い債務償還能力を有するが、景気動向、経営環境等の変化により影響を受ける可能性がある先		
A5	当面の債務償還に問題ないが、景気動向、経営環境等の変化により影響を受ける可能性がある先		
A6	当面の債務償還に問題ないが、景気動向、経営環境等の変化により債務償還に問題が発生する懸念がある先		
B1	貸出条件、履行状況、業績、財務内容等に問題があり、注意を要する先	要注意先	
B2			比較的軽微な問題先
B3			中程度の問題先
B4	比較的深刻な問題先	要管理先	
B4	債務償還上、今後の管理に注意を要する先のうち、債権の全部または一部が要管理債権である先		
C	現状、経営破綻の状況にはないが、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先		
D	法的・形式的な経営破綻に至っていないが、実質的に経営破綻の状態にある先		
E	法的・形式的に経営破綻となっている先		

サブリンについては、上記に加え、次の専用ランクを設けております。

格付	定義	債務者区分
P1	日本国、財政健全化団体・財政再生団体に指定されていない地方公共団体	なし
	日本銀行	正常先
P2	財政健全化団体・財政再生団体に指定されている地方公共団体	なし
	信用保証協会等、高位の外部格付を有するなど社会的にも高い信用力が認知されている公共関連先	正常先

②市場取引先格付

債務者格付と同様の債務履行能力の序列をあらわしますが、貸出取引のない有価証券発行体等を対象としたものです。適格格付機関の格付を主な判断要素として債務者格付と共通の格付ランクを四半期毎に付与しております。

③リテール・プール

リテール向け与信を取引先や取引の信用リスク特性、延滞状況等の区分に基づいて、リスク特性が同質な与信で構成されるプールに四半期毎に割り当て、各プール単位で信用リスクを評価・管理する制度です。

④LGD格付（案件格付）

貸出等の与信案件に対し、デフォルト時の回収可能性の評価に基づき格付を付与しております。

(b) 自己資本比率算出目的以外での各種推計値の利用状況

当行では、信用リスクを計測するために必要なPD、LGD、EADというパラメータの推計方法を「パラメータ推計基準」にて規定しており、3月末を基準に原則年1回推計を行っております。

自己資本比率算出目的以外では、統合リスク管理における資本配賦額の算定及び信用リスク量の計測、貸出金利の設定や統合収益管理でパラメータ推計値を使用しております。

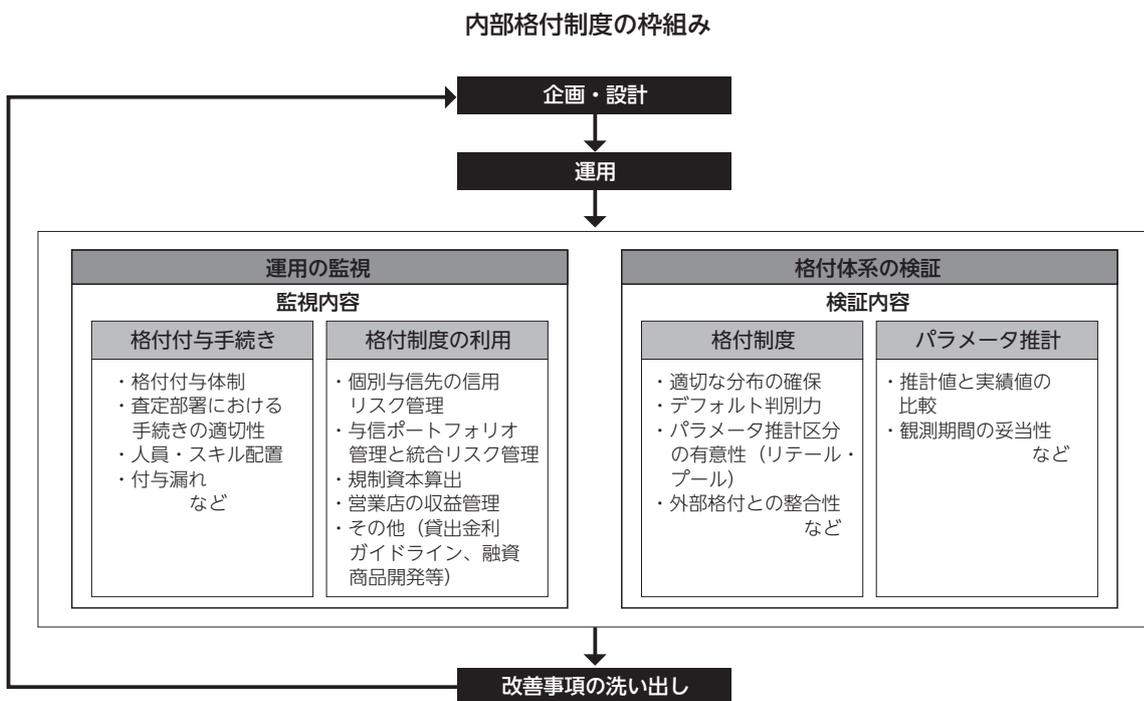
また、自己資本比率算出や統合リスク管理で用いるデフォルトは「要管理先」以下としているのに対し、営業管理上では「破綻懸念先」以下をデフォルトとしております。ただし、パラメータを推計する元データは同じものを使用しております。

(c) 内部格付制度の管理と検証手続

当行では、信用リスク管理部門（リスク統括部）が内部格付制度の「企画・設計」「運用（格付付与、利用）の監視」「格付体系の検証」を担当し、審査部門（審査部）が「格付付与の決裁」を担当することで相互牽制が働く体制とし、さらに、内部監査部門（監査部）が監査を実施することで、内部格付制度の客観性・正確性を確保しております。

内部格付制度を適切に運用するために、「信用格付制度検証基準」に基づき格付制度とパラメータ推計の検証を定期的を実施するとともに格付制度の運用状況を監視しております。

検証と監視の結果、問題点が認められた場合、改善策や新たな仕組みの導入について検討を行い、制度の改善につなげ、改善後も再び検証と監視を行うことで、PDCA（plan-do-check-action）サイクルに基づいた運用を行っております。



C. 内部格付手法を適用するポートフォリオごとの格付付与手続の概要

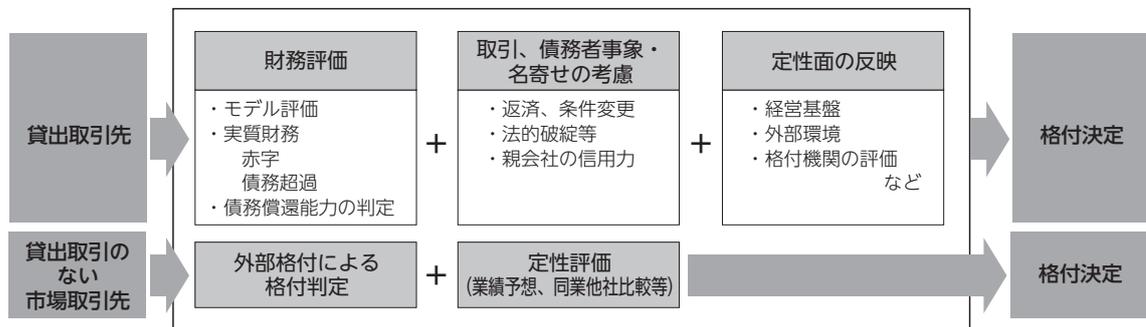
(a) ポートフォリオの種類と適用する格付制度

ポートフォリオ	対象与信	適用する格付制度
事業法人等向けエクスポージャー		
事業法人向けエクスポージャー	大・中堅企業向け 与信額が50百万円以上の中小企業等向け	債務者格付 市場取引先格付
ソブリン向けエクスポージャー	国、地方公共団体等向け	
金融機関等向けエクスポージャー	金融機関、証券会社等向け	
特定貸付債権	ノンリコース（非遡及）型の貸出等	
株式等エクスポージャー	PD/LGD方式を適用する政策投資株式	
リテール向けエクスポージャー		
居住用不動産向けエクスポージャー	居住用住宅ローン	リテール・プール
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー	個人向けカードローン	
その他リテール向けエクスポージャー (非事業性)	自動車ローン、教育ローン、フリーローン等	
その他リテール向けエクスポージャー (事業性)	与信額が50百万円未満の中小企業等向け	

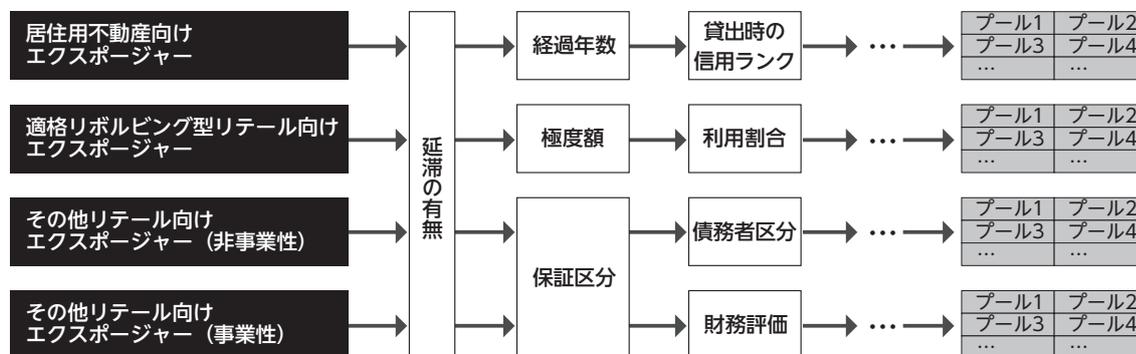
(b) 内部格付の付与手続の概要

格付制度	手続の概要
債務者格付	企業規模に応じた財務評価モデルによる評点のほか、与信先の実質財務、取引事象や債務者事象、外部格付等を考慮して格付を付与しております。 なお、特定貸付債権については、評価シートで定める項目毎のスコアリングに基づき格付を付与しております。 債務者格付は、営業店等が審査部に申請し、審査部の決裁により決定します。
市場取引先格付	債務者格付付与対象外の市場取引先を、外部格付を参照の上、定性的な評価を加味して格付を付与します。 市場取引先格付は、資金証券部等が審査部に申請し、審査部の決裁により決定します。
リテール・プール	リテール向けエクスポージャーを取引先や取引の属性情報、延滞の状況に基づき、所定のリテール・プールに割り当てます。

債務者格付と市場取引先格付の付与手続



リテール・プールへの割り当て手続の概要



D. PDの推計及び検証に用いた定義、方法及びデータ

自己資本比率告示に則り、自己資本比率算出で用いるデフォルト定義は「要管理先」以下としております。

PDは、外部または内部の過去データに基づき、格付やPDプール毎の実績デフォルト率の長期平均を算出し、推計誤差等の補正を加え推計値としております。

推計値や推計方法については検証を実施しており、適切性を確保しております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と自行預金との相殺、クレジット・デリバティブ等が該当します。

リスク管理の方針及び手続の概要

A. 基本方針

当行では、担保や保証に必要以上に依存することがないように配慮しつつ、取引の種類や取引先の信用度に応じた信用リスク削減手法を用いて信用リスクの軽減に努めることを基本方針としております。

これらのうち、自己資本比率告示の適格要件を満たしたものについて、自己資本比率算出上の信用リスク削減手法として適用しております。

B. 貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

取引先との契約書に相殺に関する要件を明示しておりますが、このうち貸出金及びその未収利息と定期預金について自己資本比率算出上の信用リスク削減手法として適用しております。

C. 派生商品取引及びレポ形式の取引について法的に有効な相対ネットリング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

自己資本比率算出上の信用リスク削減手法として適用しておりません。

D. 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

担保については、行内規定に従って客観的・合理的な評価を行い、電子稟議等による設定から解除に至る事務管理とデータベース更新の一体化、評価の自動洗い替え等システムを活用した継続的な管理を行っております。

E. 主要な担保の種類

当行における主な担保は、現金及び自行預金、不動産等であり、自己資本比率算出上の信用リスク削減手法として適用しております。

F. 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度

保証については、法人代表者等の個人、群馬信用保証株式会社（当行の連結子会社）、国・地方公共団体、信用保証協会等の公的保証機関の保証が主なものとなっております。

これらのうち信用度の高い、国・地方公共団体、信用保証協会等の公的保証機関の保証等について、自己資本比率算出上の信用リスク削減手法として適用しております。

クレジット・デリバティブについては、基準日現在、取扱いがありません。

G. 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

信用リスク削減手法の効果が大きいのは、保証と不動産担保によるものです。

保証については、国・地公体および信用保証協会の占める割合が大きいものの、保証能力に問題はございません。

不動産担保については、地価下落を想定したストレス・テストを定期的実施しており、自己資本の充実度に大きな影響を与えるような信用リスクの増加がないことを確認しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

長期決済期間取引は、基準日現在、取扱いがありません。

リスク管理の方針及び手続の概要

A. 派生商品取引についての方針

当行では、顧客ニーズに合わせた商品の提供、銀行全体の金利リスクや為替リスクのリスクヘッジを主体に行うことを基本方針としております。

B. リスク資本及び与信限度枠の割当方法に関する方針

派生商品取引等の取引相手の信用リスクに関しては、その他のオフ・バランス取引及びオン・バランス取引と合算して管理しております。

金融機関との派生商品取引においては、与信集中回避・リスク分散を図るため、相手先ごとに他の取引と合算して与信限度額を設定のうえ、日次でモニタリングしております。

C. 担保による保全及び引当金の算定に関する方針

対顧客向けの派生商品取引については、融資取引と同様に取引相手先の信用力、取引状況等に応じて保全を図る体制となっております。

引当金については、時価評価により算出した再構築コスト額（零を下回らないものに限る）を与信額とし、債務者区分に応じた算定を行っております。

D. 自行の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度

一部金融機関との派生商品取引については、CSA契約（クレジット・サポート・アネックス契約）を締結しており、当行の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合がありますが、影響は軽微なものにとどまると認識しております。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行は、投資家としてのみ証券化取引に関与しており、オリジネーターやサービサーとして関与している証券化取引はありません。また、再証券化エクスポージャーへの投資は行っておりません。

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

A. 証券化取引についての方針

当行では、裏付資産の特徴やスキーム上の信用補完状況を分析し、リスクが把握できない中身の不明な商品には投資しないことを基本方針としております。

また、リスク集中回避のため、投資対象とする証券化商品に対し、外部格付に応じた保有限度額を設定しております。

従来とはリスク特性の異なる新しい仕組の商品に投資する場合は、投資部署とリスク管理部署等が十分な協議・検討を行い、リスクの所在を明確にしたうえで投資しております。

なお、基準日現在、保有する証券化エクスポージャーは、信用度の高い優先部分に対する投資のみとなっております。

B. リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢

リスク管理部署において、評価損益、デュレーション等の計測を実施することによりリスク管理を行っております。個別銘柄の時価下落時は、投資部署はリスク管理部署と協議したうえで、評価損率に応じた対応方針の検討・策定を行い、必要に応じて常務会に付議、報告する態勢となっております。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行では、投資をするにあたり構造上の特性を把握するため、仕組の概要、裏付資産の予定償還期間など必要な情報を収集し、十分な協議・検討を行っております。

また、保有する証券化エクスポージャー及びその裏付資産については、定期的かつ継続的に、延滞や回収の状況、劣後比率など必要なリスク特性の情報を収集し、モニタリングしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

信用リスク削減手法として証券化取引は用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

「外部格付準拠方式」を使用しております。

(5) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当行又は連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

当該証券化取引は行っておりません。

(6) 連結子法人等を除く子法人等及び関連法人等のうち、当行又は連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当該証券化エクスポージャーの保有はありません。

(7) 証券化取引に関する会計方針

当行が投資家として保有する証券化商品については、満期保有目的債券に区分したものは償却原価法、その他有価証券に区分したものは時価法にて評価しております。

(8) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定においては、すべての証券化エクスポージャーに対してR&I、JCR、Moody's及びS&Pの格付を使用しております。

(9) 定量的な情報に関して重要な変更が生じた場合の内容

重要な変更はありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員及び派遣社員等の従業者の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により当行が損失を被るリスクをいいます。

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

A. 基本方針

当行では、銀行業務全般について様々な形で内在するオペレーショナル・リスクの特性を認識し、組織すべての部署がオペレーショナル・リスクを効果的に管理することにより、業務活動の健全性の確保に努めることを基本方針としております。

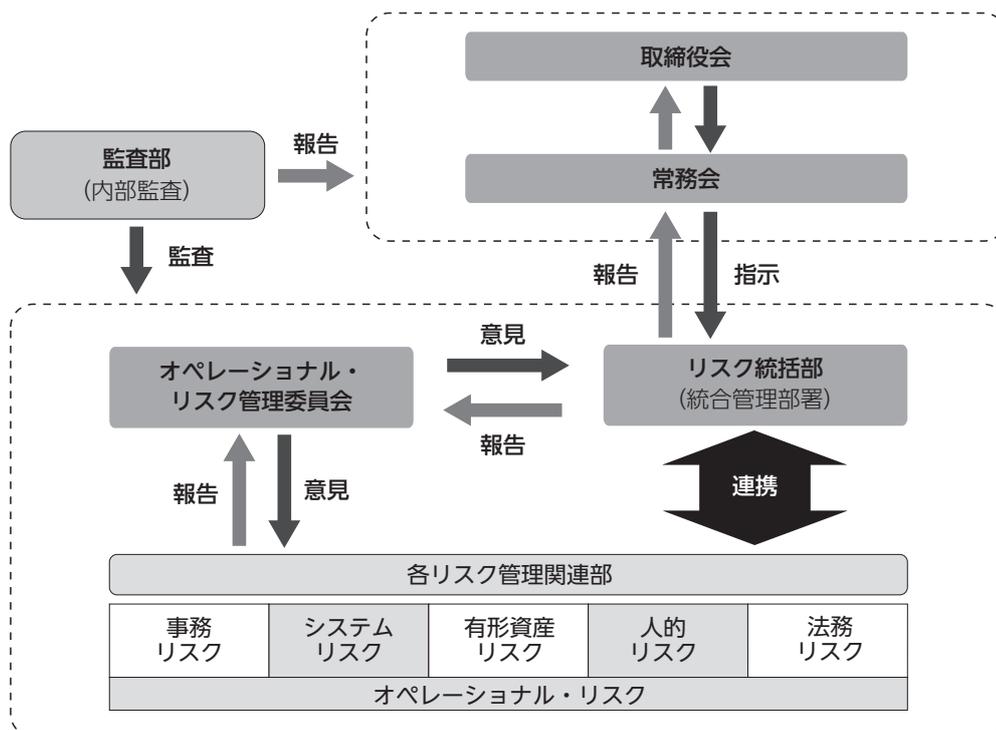
B. リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢

(a) オペレーショナル・リスクの区分

当行では、組織体制や業務の内容に即して効果的にリスクを管理するため、オペレーショナル・リスクを①事務リスク②システムリスク③有形資産リスク④人的リスク⑤法務リスクの5つのリスクに区分しております。

(b) 管理体制

オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「リスク管理に関する基本方針」及び「オペレーショナル・リスクに関する基本規定」を取締役会で制定し、リスク統括部の主管役員を統括管理責任者とし、リスク統括部を統合管理部署としております。リスク統括部は、主管役員の指揮・監督のもと、オペレーショナル・リスク全般の管理に関する企画・統括を行い、「リスク管理関連部」がより専門的な立場からそれぞれのリスクを管理しております。また、オペレーショナル・リスクにおける重要事項に関する協議機関として、オペレーショナル・リスク管理委員会を設置しております。



(c) 管理手続

銀行内の各部署が内在するリスクを自ら特定・評価し、その結果を組織全体として取り纏め、リスク制御策を策定・実施し、モニタリングする枠組みとして、RCSA(リスク管理自己評価)を導入しております。この枠組みによりオペレーショナル・リスク情報の収集・分析を行い、リスクの削減、保有、移転、回避の検討やリスク制御策の策定に反映させ、リスク管理の高度化やPDCAサイクルの確立に努めております。

各オペレーショナル・リスクの管理は、上記RCSAのほか、各種リスクの管理規定を定めて適切に管理しております。RCSAの実施状況や問題点等は、オペレーショナル・リスク管理委員会で協議後、取締役会等に報告し、適切な措置を講じております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出には「粗利益配分手法」を使用しております。

8. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

A. 基本方針

株式等エクスポージャーに関しては、価格変動リスクがあることから、当行では、十分なリスク管理の下、適正な取引規模の範囲内で運用を行うことを基本方針としております。

B. リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢

銀行勘定における株式等エクスポージャーは、投資目的に応じて政策投資と純投資に区分して管理しております。

株式等に対するリスク管理は、半期ごとに取締役会の決定を受け「資本配賦額」を設定し、リスク量が資本配賦額に収まっているかモニタリングしております。また、リスク分散の観点から、純投資株式については1発行体あたりや1業種あたりの保有限度額、投資信託については1ファンドあたりの保有限度額を設けて投資額を管理しております。投資後は、政策投資、純投資ともに日次で、評価損益の計測、VaR(バリュー・アット・リスク)の計測、及びストレス・テストの実施を行っており

ます。個別銘柄の時価下落時は、投資部署はリスク管理部署と協議したうえで、評価損率に応じた対応方針の検討・策定を行い、必要に応じて常務会に報告を行っております。

C. その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針

その他有価証券に区分される上場株式等は、その投資目的に応じて純投資株式と政策投資株式に区分して管理しております。

また、その他有価証券に区分される非上場株式と子会社株式及び関連会社株式は政策投資株式に区分し、統合リスク管理上は貸出金に準じてリスク計測を行っております。

D. 銀行勘定における株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針

株式等の評価方法は、子会社及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、原則として全部純資産直入法（貸借対照表の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として全額計上する方法）により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記欄に記載しております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

金利リスクとは、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクのことです。

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

A. 基本方針

当行では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。

B. リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢

銀行勘定における金利リスクは、統合リスク管理では、VaRで計測されるリスク量が半期毎に設定される配賦資本の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。

また、アウトライヤー基準の金利リスク量が、自己資本の一定割合を超過しないよう管理しております。

その他、BPV等の金利リスク管理指標によるモニタリング結果や、金利変動が期間損益や自己資本比率に及ぼす影響等も加え、リスク統括部が月次でALM・収益管理委員会及び常務会に報告しております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

VaRについては、保有期間40日、観測期間5年、信頼水準99.9%とし、ヒストリカル・シミュレーション法により算定しております。

アウトライヤー基準の金利リスク量については、保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセンタイル値・99パーセンタイル値を金利ショックシナリオとし算定しております。

また、上記金利リスクの算定にあたり、内部モデルを使って推計したコア預金（※）の影響を考慮しておりますが、定期預金の中途解約および住宅ローン等の期限前返済の影響は考慮しておりません。

※コア預金の算出について

普通預金などの満期のない流動性預金については、預金種別や地域別の過去の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計値については、定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分にしております。

10. 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

前段「I. 自己資本の構成に関する開示事項」に記載しておりますので、そちらをご参照下さい。